

町では、事業主の皆さんに「町県民税の特別徴収」をお願いしています。

**○特別徴収制度とは？**  
従業員に給与を支払っている事業主が、町県民税の納税義務者である従業員に毎月支払う給与から町県民税額を徴収（天引き）し、従業員に代わって金融機関を通して町に納付する制度です。

**○なぜ、特別徴収をしなければならぬのか？**  
地方税法及び各市町村の条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業所（給与支払者）は、従業員の町県民税を特別徴収しなければならぬこととされています。なお、事業所では確定した税額を従業員から徴収するだけでなく、所得税の場合のような税額計算や年末調整等の手間はかかりません。

事業主の皆さんへ



町県民税の特別徴収制度のご案内

**○特別徴収のメリットは？**  
従業員のメリットとして、次のようなものがあげられます。

- ①普通徴収（個人が納付書等で納付）の納期が原則年4回であるのに対して、特別徴収は年12回なので、1回当りの納税額が少なくなる。
- ②納期ごとに金融機関などへ出向いて納税する手間が省ける。
- ③納め忘れにより督促料金や延滞金が発生する心配がない。

**○新たに特別徴収により納税するための手続きは？**  
給与等の支払者が、毎年1月31日までに市町村に提出することになっている給与支払報告書（総括表）の右下「前年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に、朱書きで「特別徴収希望」と記載し、各市町村に提出してください。

**問い合わせ**  
町民税務課課税係  
☎46-1372

原動機付自転車や軽自動車などの変更手続きを忘れずに！

原動機付自転車や軽自動車などの税金は、毎年4月1日現在の所有者または使用者に対して1年間の税金が課税されます。車両を廃車または譲渡した際に変更手続きをしないと、翌年も変更前の納税義務者に課税されますのでご注意ください。

こんなときは変更手続きが必要で

- ・軽自動車等を廃車したとき（廃車手続き）
- ・軽自動車等を他人へ譲ったとき（名義変更手続き）
- ・所有者が死亡したとき（名義変更または廃車手続き）
- ・住所等に変更があったとき（住所等変更手続き）

※南三陸町ナンバーのまま町外へ転出するときは、転出先の市区町村でナンバーの変更手続きをすることができます。詳しくは、転出先の市区町村窓口にお問い合わせください。

対象車両と申告窓口

対象車両	申告窓口
・原動機付自転車 ・小型特殊自動車	町民税務課 ☎46-1372 歌津総合支所町民福祉課 ☎36-3923
・軽自動車 ・126～250ccの二輪車	宮城県軽自動車協会 ☎022-232-5724
・251cc以上の二輪車	東北運輸局宮城運輸支局 ☎022-235-2511

**問い合わせ** 町民税務課課税係 ☎46-1372

農業委員会委員選挙人名簿登載申請は1月10日まで

農業委員会委員選挙人名簿への登載については、毎年1月1日現在の状況により1月10日までに申請書を提出することになっています。あらかじめ対象になると思われる方（世帯）には、12月中旬に地域農政総合推進員を通じて申請書を配布していますが、選挙権を有する者として該当する方（世帯）で、お手元に申請書が配布されていない場合は、選挙管理委員会事務局または農業委員事務局まで至急ご連絡ください。

**選挙権を有する者の範囲**  
町内に住所を有し、次のいずれかに該当する方で、20歳以上（※）の方  
①10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者  
②上記の者の同居の親族またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね60日に達しないと農業委員会が認めた者を除く。）  
③10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組員、社員または株主（耕作に従事する日数が年間おおむね60日に達しないと農業委員会が認めた者を除く。）  
※平成3年4月1日以前に出生した方が対象となります。



**問い合わせ** 選挙管理委員会事務局 ☎46-1370  
農業委員会事務局 ☎46-1379

水道凍結に注意！

気温が氷点下4度以下になると、水道管の凍結が心配されます。凍結は水道管破裂の原因にもなりますので、凍結防止用保温ヒーターを確実に差し込むなど、保温対策を忘れずに行ってください。なお、詳しい凍結防止対策などは、町ホームページをご覧ください。

水道管が凍結したら

メーターや蛇口を保温してください。  
水道管に直接お湯をかけると破裂する恐れがありますので、凍った箇所にはタオルなどをあて、少しずつお湯をかけてください。

水道管が破裂したら

水抜き栓で水を止め、町指定給水装置工事業者に連絡してください。給水装置の工事は、個人が無断で行うことはできませんので、必ず町指定給水装置工事業者にご相談ください。

水道に関する相談・問い合わせは

上下水道事業所 ☎46-5600  
南三陸町ウォーターサービス ☎0120-037-132

南三陸町指定給水装置工事事業者（南三陸町内分）

事業者名	電話番号	事業者名	電話番号
旭洋設備工業(株)	46-3412	(有)イー・エム工業	46-8870
行場工業所	46-2269	丸伊伊藤屋(株)	46-3055
佐藤水道	46-3557	(有)阿部水道設備	36-3054
(有)サトー設備工業所	46-3735	(有)ナカノ電気商会	36-2072
小山設備	46-9359	阿部設備工業	36-2161
(有)丸伊商事	46-2121	丸善設備	36-3675
(株)日幸商会	46-5817	中西電気商会	36-2720
(有)星企画	46-9909	山庄建設(株)	36-2077
(有)スガワラ電化	46-5458	(有)三浦ガス設備	36-2355
(有)リア・エプ・コリア	46-5363	(有)熊谷住設	36-2515
タカツギ電気工事	46-3709		

野生鳥獣による農作物等の被害対策をお願いします

最近、野生鳥獣による農作物の被害が全国的に問題になっています。被害が予想される場所では、地域ぐるみで被害対策に取り組みましょう。

- 【被害対策例】**
- ・生ゴミなどを耕作地や庭先に放置しない。
  - ・防護柵や防護ネットを設置する。
  - ・草刈りや隣接する森林の刈り払いを行い、見通しを良くする。
- ※ハクビシンの駆除に使用する箱わなの貸し出しを行っています。被害対策を実施しても効果がない場合は産業振興課までご相談ください。

ニホンシカが出没しています

町内でニホンシカの出没が報告されています。ニホンシカによる野菜等の被害があった場合は、産業振興課まで情報提供をお願いします。

**問い合わせ**  
産業振興課農林業振興係 ☎46-1379

必ずチェック 最低賃金！

～宮城県(産業別)最低賃金が改正されました～

地域別最低賃金	時間額	効力発生日
宮城県最低賃金	674円	平成22年10月24日

宮城県産業別最低賃金	時間額	効力発生日
鉄鋼業	780円	平成22年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	743円	平成22年12月15日
自動車小売業	746円	平成22年12月15日

平成22年度の宮城県最低賃金は、それぞれ上記の金額に引上げとなりました。詳しいことは、宮城労働局労働基準部賃金室（電話022-299-8841）または、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

